

## 「子供向け栄養サポートサービス」ご利用規約

### 第1条 総則

1. このご利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、関西電力株式会社（以下、「関電」といいます。）および関電が認めた参加企業である株式会社ユーリア、UHA 味覚糖株式会社、合同会社ニュートリベース（以下、参加企業を総称して「本参加企業」といいます。）が提供する子供向け栄養サポートサービス（以下、「本サービス」といいます。）の実証試験の参加に関し定めるものであり、当社と本サービスの実証試験に参加いただく次条に定義される契約者との間に適用されます。契約者が本サービスをご利用された場合、本規約に同意したものとみなし、契約者は本サービスの実証試験の参加に関して本規約を遵守するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、関電の判断により、本参加企業および本サービスに基づき契約者に提供される栄養補助食品の種類が変更する可能性があることについて、予め承諾するものとします。

### 第2条 定義

1. 「本サービス」とは、関電の「はぴeみる電」を通じて、契約者に対して本参加企業の既製品である栄養状態を尿により検査するキット（2回分）および栄養補助食品（グミまたは粉末。以下、単に「栄養補助食品」といいます。）を提供し、契約者の子供について、栄養補助食品摂取前後の栄養状態を把握するサービスをいいます。
2. 「契約者」とは、本サービスを利用する個人で、関電と電気供給契約を締結し、かつ、関電の「はぴeみる電」サイトにて、「はぴeみる電会員」の登録をし、「はぴeみる電」を利用しているお客さまのうち、関電が第5条第2項に基づいて、契約者として認めたお客さまとします。
3. 「契約者の子供」とは、当社による本サービスの提供時点で満4歳から満6歳までの、アレルギーや疾患病などの無い、本サービスの利用に関する健康上の支障が一切無い方であって、契約者の子または子に相当する関係であるとして関電が認める方をいいます。

### 第3条 本サービスの提供期間

1. 本サービスの提供期間は、本規約第5条第1項に定める契約者の申込みを関電が承諾し、利用契約が成立したときから、2024年11月30日までとします。
2. 関電は本サービスの提供を、関電の判断により、いつでも終了することができるものとします。ただし、この場合、関電は、終了日の7日前までに契約者にメール等の方法により通知することとします。

### 第4条 サービス内容

1. 本サービスの内容は、次に定めるとおりとします。
  - (1) 採尿検査は、関電から契約者の登録住所に配送される尿検査キットを用いて実施するものとします。
  - (2) 採尿検査は、初回検査と、栄養補助食品の摂取開始から約1ヶ月後に行う検査の2回実施いただきます。なお、2回目の採尿検査は、関電が、栄養補助食品の配送から約1ヶ月後にメールによる方法で実施のご案内を送付します。
  - (3) 採尿検査は、1回目、2回目共に、契約者の子供が起床後最初に排出する尿での採尿を行い、採取日当日中に返送用封筒に入れて、株式会社ユーリアへ返送を行うものとします。なお、個人情報保護の観点から、返送用封筒には契約者の住所や氏名等の個人情報に係る記載を一切行わず、そのまま返送してください。
  - (4) 栄養補助食品の摂取について、契約者は契約者の子供に対し、栄養補助食品の包装紙に記載している

摂取条件に基づき、1日あたりの適正量を30日間継続して摂取して下さい。なお、2回目の採尿検査を行う前日は、栄養補助食品を夜に摂取して下さい。

- (5) 栄養補助食品の提供について、関電は契約者に対し、栄養補助食品のうち、UHA 味覚糖株式会社が製造するグミ「グミサプリ KIDS Ca・鉄」または合同会社ニュートリベースが製造するパウダー「Ayo」のいずれかを無作為に選択し、契約者の登録する住所へ送付するものとします。
- (6) 契約者は、栄養補助食品の摂取期間中および2回目の採尿検査後に、週ごとの摂取状況等に関するアンケートについて、関電から回答を要請された場合は協力するものとします。
- (7) 前号の規定にかかわらず、関電が契約者に対するオンラインインタビューを依頼させていただく場合があることについて、契約者は予め承諾するものとします。ただし、オンラインインタビューへの協力は任意によるものとします。

2. 本サービスには、次の各号のサービスは含まれません。

- (1) 関電および本参加企業から契約者に対する、契約者の子供の健康状態に関する個別のアドバイス

3. 本サービスは、子供の栄養状態に不安を感じている契約者に限り、申し込みいただけます。

## 第5条 契約申込および承諾

1. 契約者は、本規約の内容に同意のうえで、本サービスの利用申込みを行うものとします。
2. 関電は、前項に基づく契約者からの申込み内容を確認の上、メール等の当社の指定する方法により、契約者からの申込みに対する承諾をします。契約者は、関電が申込みを承諾し、関電から送付される「別紙 研究参加のお願い」の同意書を関電に返送した日から本サービスを利用することができるものとします。ただし、関電の都合等により、メール等で通知した利用開始日を変更させていただく場合があります。
3. 契約者は、第1項の申込み内容に変更が生じた時は、関電の定める方法により、速やかに関電に届け出るものとします。
4. 関電は、契約者が次の各号のいずれかに該当する事由があると判断した場合は、本サービスの利用申込みをお断りします。
  - (1) 契約者が第11条第1項(1)に定める暴力団員等に該当するとき
  - (2) 本サービスの提供に技術上の支障(インターネット環境がない、スマートフォンの使用ができない等)があるとき
  - (3) 契約者が本規約等の定めに従わないとき、または従わないおそれがあるとき
  - (4) その他、関電が本サービスの提供を不適當であると判断したとき

## 第6条 利用料金

1. 本サービスの利用料金は無料とします。ただし、本サービスを利用するために必要となる通信機器、ソフトウェアの準備に係る費用およびインターネット接続料金、通信料金、等、その他本サービスの利用に必要な費用は契約者の負担とします。

## 第7条 禁止行為

1. 関電は、契約者が次の各号に該当する行為またはそのおそれのある行為を行うことを禁止します。
  - (1) 本規約等のいずれかの条項に違反した行為
  - (2) 契約者が公序良俗に反する行為、犯罪的行為、不法行為、またはそのおそれがあると関電が判断した行為
  - (3) 本サービスを事業として利用していると関電が判断した行為
  - (4) 本参加企業の検査キットまたは栄養補助食品の転売と関電が判断した行為

- (5) 本実証実験の実施期間に関わらず、本実証実験に関する内容をインターネットや SNS 等に投稿したと関電が判断した行為
  - (6) 本サービスの利用報告を求めたのに、回答しない行為
2. 関電は、契約者が前項のいずれかに該当する行為を行ったと判断した場合、本サービスの提供の全部または一部を中止できるものとします。
3. 第1項に該当する行為によって、関電、本参加企業または第三者に損害が発生した場合、契約者はその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

## 第8条 関電からの解約

1. 関電は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約者の意向にかかわらず、催告することなく、本サービスを解約することが出来ます。この場合において、関電が解約手続きを完了した日を解約日とします。
- (1) 申込みの内容に虚偽があることが判明したとき
  - (2) 本規約等に違反したことが判明したとき
  - (3) 契約者が関電との電気供給契約を解約したとき
  - (4) 契約者が「はぴeみる電」を解約したとき
  - (5) その他、関電が契約者に円滑なサービスを提供できない恐れがあると判断したとき

## 第9条 免責

1. 次の各号のいずれかの事由により、本サービスをご利用できない場合でも、関電は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 天災地変、その他不可抗力事由に起因して本サービスの提供ができない場合
  - (2) インターネット回線（携帯電話を含む）の不具合や混雑、利用圏外等で、メール等の通知先においてインターネットをご利用になれない場合
  - (3) 第7条第2項に基づき、本サービスの提供を行わなかった場合
  - (4) 第8条に基づき、本サービスを解約した場合
2. 契約者は、本サービスが契約者の子供の栄養状態をサポートするサービスであり、子供の栄養状態の改善を保証するものではなく、個人によっては栄養補助食品を摂取した結果が出ない可能性があることを予め承諾した上で、本サービスの利用を申し込むものとします。
3. 関電および本参加企業は、本サービスを通じて取得した契約者および契約者の子供の情報、および契約者に提供する情報について、その完全性、正確性、有用性等いかなる保証も行ないません。契約者は、本サービスを通じて取得した情報をもとに行動し、何らかの費用等を支出した場合においても、関電および本参加企業に対して、何らの費用等も請求することができないものとします。
4. 契約者は、関電もしくは関電以外の原因により発生した通信障害又は利用者住居の周辺環境による通信状態の不具合等の影響により、一時的もしくは恒常的に本サービスが利用できなくなり、メールが届かない場合があることを予め承諾します。また契約者は、関電および本参加企業が発信するメール等の通知については、届出のあったメールアドレス等に対して、メール等を発信すれば足りるものとし、万が一、契約者にメール等の通知が到達しなかった場合には、通常、到達するべき時に契約者に到達したものとすることに同意するものとします。

## 第10条 個人情報の利用

1. 契約者は、関電が自ら保有する、あるいは本サービスを通じて関電が得た契約者の個人情報を、以下の目

的で本サービス参加企業と共同利用いたします。

(1) 共同利用の目的

本サービスを介して契約者の子供の栄養状態を共同利用者が分析し、その結果を契約者に提供することおよび本サービス参加企業のサービス、商品の改良の利用のため。

(2) 共同利用する者

本サービスに参加する企業

(3) 共同利用する個人データの項目

契約者および契約者の子供の性別、生年月日、契約者の子供の栄養状態、栄養補助食品摂取状況、栄養補助食品摂取中および摂取後のアンケート結果、インタビュー内容

(※) 項目は追加される場合があります。

## 第11条 反社会的勢力の排除

1. 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

(1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 契約者が自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること（ただし、関電による電気・ガスの供給を除きます。）。

(3) 契約者が暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか1つでも該当する行為を行わないことを保証します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、関電および本参加企業の信用を毀損し、又は関電および本参加企業の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 関電は、契約者が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本サービスを解除することができるものとします。

## 第12条 本規約の変更

1. 関電は、本規約を契約者の事前の承諾なしに変更することがあります。この場合、本サービスの内容は変更後の規約が適用されるものとし、関電は契約者に対して、変更後の規約の適用開始日の一定期間前に関電が適当と認める方法により通知するものとします。

## 第13条 権利譲渡禁止等

1. 契約者は、本規約の権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

#### 第14条 準拠法等

1. 本規約の解釈については、日本法が適用されるものとします。

#### 第15条 誠実協議、合意管轄

1. 契約者および関電は、本規約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、それぞれ誠意をもって協議し、これを解決します。
2. 契約者および関電は、本規約および本サービスに関して生じた一切の紛争について、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

## 研究参加のお願い

はじめに

この度、株式会社ユーリアと関西電力株式会社が共同で行う「子供の栄養状態を尿から簡単に把握するサービスの開発に関する研究」について、以下の説明をよくお読みいただき、この研究の目的や方法などを十分にご理解いただいた上で、この研究に参加するか否かを**研究対象者様の自由意志**でお決め下さい。

・本研究は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和5年3月27日一部改正、文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」に従って実施します。

・研究対象者様は、以下の説明及び同意事項につき同意しない場合、本研究に参加することはできません。研究対象者様が本研究への参加に同意されない場合でも、そのために研究対象者様が何ら不利益を受けることはありません。

### 1 研究の目的と意義

本研究では、子供向け栄養サプリメントの摂取の有無における尿検査や、生活習慣のアンケート調査を実施することにより、子供の栄養状態を尿から簡単に把握することができるサービスの開発を目的としています。

子供の栄養状態を適切に管理することは、子供が成長・発達をすることにとってとても重要です。日本では、食事摂取基準の策定に有用な研究で小児を対象としたものは少ないため、小児の食事摂取基準は成人の値から推定されています。しかしこれまで、小児の栄養実態に関する評価は殆どされてきませんでした。さらに、小児の栄養状態を把握するためには、食歴を聴取して栄養摂取の状況を把握することに加えて、侵襲性がある血液検査によって測定されることが多いです。そのため、手間がかかってしまうことが課題です。

尿は、ミネラルやビタミンなどの多くの代謝物質を含みます。そのため、尿中のミネラルやビタミンの量を定量化することにより、体内の栄養状態を把握することが可能になります。また、採尿は非侵襲性であるため、小児でも比較的簡単に検体採取が可能であります。

そこで本研究では、子供向け栄養サプリメントの摂取の有無における尿検査の結果と、生活習慣のアンケート調査を実施することにより、子供の栄養状態を尿から簡単に把握することができるサービスの開発を目指します。

### 2 研究の方法

<概要>

研究対象者様は、試験食が配布される前に株式会社ユーリアの尿検査キットと採尿容器（ウロキャッチⅡ）が配布され、1回目の採尿と尿検査を行います。尿検査項目は、カルシウム、鉄、葉酸、亜鉛、クレアチニンを予定しています。採取した尿検体は株式会社ユーリアに郵送します。その後、検査結果とともに試験食が配布されます。研究対象者様は、試験食として、UHA 味覚糖(味覚糖グループ)の UHA グミサプリ KIDS を摂取する群と、合同会社ニュートリベースの Ayo-1 を摂取する群に分けられ、それぞれ1ヶ月間摂取します。グミは1日5粒、Ayo-1 粉末は1日2gを摂取量とします。摂取期間中は普段通りの食生活を心がけてください。摂取期間が終了した後、2回目の採尿と尿検査を行います。採取した尿検体は株式会社ユーリアに郵送します。アンケート調査は、摂取中と摂取後に実施します。事後インタビュー調査も任意で行います。研究対象者様が記入したアンケート結果と、株式会社ユーリアの尿検査の結果を組み合わせることにより、子供の栄養状態の実態を評価します。

## 摂取量設定の理由

メーカーの摂取推奨量に従います。

UHA 味覚糖(味覚糖グループ)の UHA グミサプリ KIDS

栄養成分表示 5 粒(標準 5.5g)当たり

カルシウム, 200mg

鉄, 2.0mg

[https://gummy-supple.com/lineup/kids\\_ca\\_fe.php](https://gummy-supple.com/lineup/kids_ca_fe.php)

合同会社ニュートリベースの Ayo-1

粉末 1g に牛乳 100ml 分のカルシウムが含有

<https://www.nutribase-lab.com/>

## <手順>

手順は関西電力株式会社が提供する説明に従ってください。

## <用具について>

採尿容器は株式会社アトレタのウロキャッチⅡを使用します。

尿検査キットは、株式会社ユーリアが開発した検査キットを使用します。

## 3 研究への参加に伴う健康被害等の可能性について

本研究では、所定の方法に基づいて研究対象者自身で尿検体を扱うことが求められるため、発生する作業により一定の負担（労力・手間）が生じますが、特別に強制する捜査はございません。

万が一、本器具が接触した部位にかぶれやかゆみ、赤み等の異常を感じた場合は、直ちに採取を中止するとともに、研究責任者（17に記載しています。以下、同じです。）へご連絡ください。医師の判断のもと、医療機関への受診をお勧めします。また、研究責任者へご連絡の上、ご自身のかかりつけ医等に相談されても構いません。

## 4 対象者

- ・本研究の目的・内容について十分な説明を受け、同意能力があり、良く理解した上で自発的に研究参加を希望し、書面で本研究に同意できる保護者の子供。
- ・試験食に限らずアレルギーや疾患病などがない小児
- ・糖尿病や高血圧、高脂血症など特定の慢性疾患に罹患していない小児

## 5 研究期間

この研究全体の研究実施期間は、株式会社ユーリアの倫理審査委員会による承認を得た研究実施許可日（承認日 2024 年 6 月 15 日）から 2025 年 3 月末日までを予定しています。ただし、必要に応じて期間を延長する場合があります。延長する場合は、株式会社ユーリアの倫理審査委員会による承認を得た上でを行い、その旨を通知において開示いたします。

## 6 研究参加によりもたらされる利益・不利益

- (1) 研究参加によりもたらされる利益

研究対象者がこの研究に参加することによって得られた情報は、将来的な健康管理に資するものとなることが期待されます。また、謝礼として5000円が発生し、事後インタビューに参加される方には3000円を追加します。

## (2) 研究参加によりもたらされる不利益

本研究では非侵襲検体を用いた研究であり、一般に流通している食品を試験食としていることから、研究対象者様がこの研究に参加することによって大きな健康被害が発生する可能性は低いと考えられます。

## 7 個人情報の保護について

- ・研究対象者様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報（以下「氏名情報」といいます。）は、関西電力株式会社で管理され、1に記載した本研究の遂行の目的以外の目的で使用いたしません。
- ・研究対象者様の氏名等情報は原則として関西電力株式会社以外に開示されることはありません。
- ・本研究にあたっては、研究対象者様の氏名等情報と、個人と関わりのない番号との対応表を作成する方法によって匿名化し、研究対象者様個人を特定できないように加工した上で、研究を遂行します。検査結果から研究対象者様を特定することはできません。

## 8 研究に関する資料の開示について

研究対象者様からの希望があった場合、他の研究対象者様の個人情報保護や研究の独創性の確保に支障がない範囲で、この研究計画及び研究方法についての資料を開示致します。

## 9 検体・情報の二次利用について

本研究で得られたデータは研究上とても貴重なものです。そのため、匿名化したのちに、将来別の研究に利用したり、研究上の目的で当社以外の第三者（行政、医療機関、大学、その他研究機関）へ提供する可能性があります。本研究で得られたデータを新たな研究に利用する場合や外部機関へ提供する場合は、研究計画書等を新たに作成し、研究の内容等に応じて適切な倫理審査委員会で承認を得たのちに実施します。別の研究を実施する場合や外部機関へ情報を提供する場合には通知にてその旨を公開しますので、研究対象者様のデータを使用してほしくない場合は申し出ていただければ利用することはありません。その場合でも、研究対象者様が何らかの不利益を被ることは決してありません。また、本研究において、研究対象者様のゲノム・遺伝子の解析を行うことはありませんし、遺伝情報を取得することはありません。

## 10 情報の保管と廃棄について

本研究で得た情報は、万が一にも不当に利用する/されることがないように、安全に管理すべく適切な措置を取ったうえで、厳格に管理いたします。また、取得した情報は研究の終了後一定期間（研究終了報告日から5年または最終の研究結果報告日から3年の、いずれか遅い方まで）厳重に保管したのちに、適切に廃棄致します。ただし、廃棄される情報は個人に紐づくデータや情報に限ります。

## 11 研究成果の公表

本研究の成果は、研究対象者様の氏名等情報が明らかにならないようにした上で、学会や学術雑誌又はデータベース上で公表します。

## 12 利益相反について

本研究は株式会社ユーリアと関西電力株式会社の共同研究費用にて実施します。また、他に開示すべきCOIはありません。

### 13 研究費用について

本研究に関わる費用は、株式会社ユーリアと関西電力株式会社と締結した共同研究開発契約の枠組みの中で実施し、費用はその枠組みの中で負担します。

### 14 費用負担及び研究協力費について

本研究への参加にともない、研究対象者様には 5000 円の謝礼が発生します。また事後インタビュー調査にもご参加される場合は追加で 3000 円追加します。

### 15 知的財産権の帰属

この研究の成果により特許権等の知的財産権が生じる可能性があります、その権利はすべてこの研究の責任機関である当社に属し、研究対象者様には帰属しません。

### 16 同意の撤回

研究への協力を同意していただいた場合も、同意を撤回することができます。同意を撤回することによって、研究対象者様が不利益な取り扱いを受けることはありません。撤回する場合には、お問い合わせフォームにより事務局あてにご連絡をいただくと所定の撤回書類をお送りします。撤回書を受けて、当社は当該研究対象者様の検体・情報の利用を中止します。また、事務局は当該研究対象者様の検体・情報を適切に廃棄致します。ただし、すでに研究結果が論文や学会等で公表されている場合、その研究結果の公表を撤回することができませんので、予めご了承ください。

### 17 研究機関及び研究責任者

研究機関（事務局）：愛知県名古屋市西区名駅 1-1-17 名駅ダイヤメイテツビル 11F

研究責任者：萩原啓太郎

hagiwara.keitaro@yuurea.co.jp 電話：080-5055-3551

以上